

平成27年9月定例会 文教厚生委員会（事前）
平成27年9月14日（月）
〔委員会の概要 教育委員会関係〕

元木副委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

これより当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、教育委員会関係の調査を行います。

この際、教育委員会関係の9月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第1号 平成27年度徳島県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第21号 損害賠償請求に関する訴訟上の和解及び損害賠償の額の決定について

【報告事項】

- 教育委員会の点検・評価について（資料②）
- 平成28年度使用県立高等学校教科用図書採択結果の概要について（資料③④）
- 中学生・高校生の夏季全国大会での活躍について（資料⑤）

佐野教育長

9月定例会県議会に提出を予定いたしております教育委員会関係の議案等につきまして、御説明申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は、平成27年度9月補正予算案、その他議案等といたしまして、損害賠償請求に関する訴訟上の和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

それでは、お手元に配付いたしております文教厚生委員会説明資料の1ページをお開きください。

一般会計の歳入歳出予算の総括表でございます。

今回の一般会計補正予算の総額は、表の最下段の計欄に記載しておりますとおり、1,500万円の増額をお願いいたしております。この結果、平成27年度一般会計予算の総額は、821億1,786万4,000円となっております。

なお、補正額の財源内訳につきましては、計欄の上段に括弧書きで記載のとおりでございます。

続きまして、3ページをお開きください。

課別の主要事項につきまして、御説明申し上げます。

まず、学校政策課でございます。

教育指導費の①学校教育振興費におきまして、アの学校における主権者教育推進事業では、小・中・高等学校における教員研修の実施や、児童生徒に対しての政治参加への意識を高める体験講座等の実施により、主権者教育の一層の推進を図るために要する経費といたしまして、150万円を計上いたしております。イの言語活動の充実に関する実践研究事業は、主体的な言語活動を重視した指導の充実を図るための実践研究について、ウの中学校夜間学級調査研究事業は、様々な事情で義務教育未修了のまま学齢を超過した方々に対する学習機会の提供に関する課題等の研究について、それぞれ国の調査研究事業として取り組むものであり、合わせて360万円を計上するものでございます。

4ページをお開きください。

特別支援教育課でございます。

特別支援学校費の①学校管理運営費におきまして、アの特別支援学校管理運営費では、民事訴訟法第89条の規定による訴訟上の和解勧告に応じ、和解するための損害賠償金を計上いたしております。加入していた賠償責任保険から保険金が下りるものの、保険契約上、県が負担すべき免責額があり、その額、200万円を計上するものでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

教育文化政策課でございます。

文化及び文化財費の①文化振興費におきまして、アの文化芸術リーディングハイスクール推進事業では、本県の文化芸術リーディングハイスクールに指定いたしました名西高校において、本県文化芸術をけん引する学校づくりを進めるため、芸術系大学教員等の招へいによるスキルアップ、県内巡回展や演奏会等の開催を通じた高校生による芸術のまちづくりの推進に要する経費といたしまして、790万円を計上するものでございます。

6ページをお開きください。

その他の議案等でございます。

損害賠償請求に関する訴訟上の和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

平成19年12月19日、当時の国府養護学校小学部の児童が、授業中校外に出て行き、軽トラックと衝突する交通事故に遭遇しました。児童は快復いたしましたが、平成23年6月17日、事故に遭った児童とその保護者が、学校設置管理者である徳島県、軽トラックの所有者である法人及び運転者を相手として、安全配慮義務違反、後遺障害等に対する損害賠償請求を徳島地方裁判所に提訴いたしておりました。

この度、徳島地方裁判所から和解の勧告があり、裁判所の判断、示された賠償額の案等を総合的に検討した結果、和解することが適当であると考え、この勧告に応じることについて御審議いただくものでございます。

以上が、今議会に提出を予定いたしております案件でございます。

続きまして、3点御報告させていただきます。

1点目は、教育委員会の点検・評価についてでございます。

教育委員会の点検・評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、学識経験者の知見を活用し、教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況に

ついて点検・評価を行っているものでございます。

今年度は、平成26年度の事務の管理・執行状況について点検・評価を行い、お手元の資料1、教育委員会の点検・評価として取りまとめ、去る9月10日に県議会議長宛てに提出いたしましたので、その概要につきまして御説明させていただきます。

お手元の資料の7ページをお開きください。

教育委員会の活動報告といたしまして、教育委員会の組織、会議等の開催状況及びその他の活動につきまして記載いたしております。

次に、11ページを御覧ください。

点検・評価項目の実績値等の一覧表でございます。

徳島県教育振興計画における91の重点事業について、点検評価を行い、平成26年度の目標値に対する実績値等を記載しております。

次に、17ページを御覧ください。

点検・評価の概要でございます。

五つの基本方針ごとに、平成26年度の実績状況を踏まえた評価及び今後の主な取組と方向性などを32ページにかけて記載いたしております。

次に、35ページを御覧ください。

重点事業の点検・評価結果でございます。

重点事業ごとに、成果指標の進捗状況等を記載するとともに、取組状況を踏まえた評価、今後の取組及び方向性などを80ページにかけて記載いたしております。

2点目は、平成28年度使用県立高等学校教科用図書採択結果の概要についてでございます。

お手元に資料2と資料3をお配りしておりますが、資料2で説明させていただきます。

県教育委員会では、各県立高等学校から提出されました採択希望一覧表をもとに、高等学校用教科書目録（平成28年度使用）掲載の中から、第1部459種類、第2部2種類の計461種類につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号及び徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則に基づき、平成27年8月31日、教育委員会会議（第10回定例会）において、採択を決定いたしました。

県教育委員会といたしましては、今後とも、関係法令の規定により、十分な調査研究に基づき、適正かつ公正な教科書採択を実施してまいります。

3点目は、中学生・高校生の夏季大会での活躍についてでございます。

今年の夏に行われたスポーツの全国大会では、中学生や高校生が活躍し、多くの全国上位の成績を収めました。

お手元の資料4を御覧ください。

全国高等学校総合体育大会（インターハイ）では、団体6、個人14の入賞、また、同じ程度の大会であります、全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会では、団体3、個人3、更に、全国高等学校定時制通信制体育大会でも個人2の入賞がありました。

特に、インターハイにおきましては、ウエイトリフティング53キログラム級で徳島科学技術高校の東野凌太君、ウエイトリフティング77キログラム級で徳島科学技術高校の原勇

輝君，体操競技平行棒で小松島高校の府殿大佑君，陸上競技の砲丸投げと円盤投げで生光学園高校の幸長慎一君の4名が日本一になったことは特筆すべきことであり，入賞数20は，平成11年以降では最も多い数となりました。

また，全国中学校体育大会においては，上八万中学校・男子ソフトボール部の第3位をはじめ，羽ノ浦中学校・女子新体操部が第4位になるなど，団体3，個人3の入賞がありました。

これらの大きな成果は，各学校で熱心に部活動に取り組んでこられた生徒や教職員の日々の努力のたまものだと思っております。

県教育委員会といたしましては，今後とも，中学校の徳島トップスポーツ競技育成事業や高校の競技力向上スポーツ指定校ステップアップ事業を積極的に展開し，本県の中高生の更なる競技力向上に取り組んでまいります。

報告は以上でございます。

よろしく御審議のほど，お願い申し上げます。

元木副委員長

以上で，説明等は終わりました。

それでは，質疑をどうぞ。

上村委員

18歳選挙権に係る若者向け選挙啓発及び主権者教育の推進について，予算が計上されております。学校における主権者教育推進事業で政治的中立性という言葉がありますけれども，これはどのような意味で書いてあるのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

森本学校政策課長

ただいま上村委員から，学校における政治的中立性の確保についての御質問をいただいたところでございます。

教育基本法には，学校における政治的中立性の確保が明記されており，当然のことながら教員は，公職選挙法をはじめとする関係法令を遵守する必要があると認識しております。文部科学省は総務省と連携いたしまして，授業が政治的中立性を損なわないよう，異なる見解のバランスをとるなどのルールづくりにも取り組むということであり，そうした教師用指導資料を作成し，各学校に配付するとのことでございます。

中立性の確保については，今回の事業で管理職と主権者教育担当者向けの研修を行い，専門家の方より十分，御教授いただきたいと考えております。他方，国の動向も注視して，各学校が迅速，的確に対応できるよう，しっかりと周知と指導に努めてまいりたいと考えております。

上村委員

もう来年の夏の参議院選挙から実施されるということで，余り猶予はないと思うんです

けれども、具体的にどのような事業を考えておられるのでしょうか。

森本学校政策課長

今回の主権者教育の推進事業について、御質問いただきました。

今委員のお話のように、公職選挙法の改正によりまして、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを受けて、小中高等学校への教員研修と、児童生徒に対して政治参加の意識を高める体験講座等を実施することにより、主権者教育のより一層の推進を図ることが今回の狙いでございます。

まず、小中高の全ての管理職と主権者教育担当者を対象に、専門家、大学の教授等を招へいたしまして、指導の在り方や公選法への理解を深めるなどを内容とする研修を実施したいと考えております。管理職に対しては、学校運営管理者の立場としての研修を小中高でそれぞれ1回程度実施し、主権者教育の担当者については、主権者教育の指導方法や、秋に文部科学省から出されるとされております副教材の活用方法、あるいは政治的中立に関する指導方法についての研修を、これも小中高で1回ずつ実施したいと考えております。

また、選挙や政治を身近に感じる体験講座といたしまして、各小中学校に対し、専門家、大学教授や教員のOBの方、NPOの方などによりまして、政治を身近なものと感じさせる授業であったり、あるいは時事問題を扱った討論型の出前授業を実施したいと考えております。さらには選挙管理委員会の御協力を得て、選挙や公職選挙法の講義などを行っていただくことも考えております。

また、来年夏の参議院の通常選挙から18歳となる高校生が投票権を持つ見通しとなることを踏まえまして、体験講座は全ての高等学校での実施を目指して現在、検討しております。こうした研修を通して、校長や教頭、主権者教育の担当者がより体験的な授業の実践ができ、また公職選挙法への理解を深めるとともに、児童生徒の一層の主権者教育の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

上村委員

ありがとうございました。飯泉知事も6月1日の定例記者会見で主権者教育に触れて、ただ単に教科書に沿ってということだけではなくて、時事問題についてわかりやすく自主的な教育をやっていこうと。身近なものとして選挙を捉えることがすごく大事なんだということを強調されておりました。御自身も大学で教べんをとって、この主権者教育もやられたそうです。

こういった時事問題を扱うときに非常に問題になってくるのが政治的中立性ということだと思います。山口県の高校では、これに先立って、現代社会の授業で生徒が班に分かれて今、国会で問題になっております安全保障関連法案に対する考えを発表して、どの班の意見が最も説得力があったかということ問う模擬投票を実施されました。この授業が大変好評だったようです。いろんな新聞社も取り上げました。しかし、これが学校の指導が不十分だったということで、教育長が謝罪するという事態に発展したそうです。意見が分か

れる問題を自分で調べて判断できる力を養うということは、高校生にとっては非常に大事で、特に18歳から投票するということでしたら、もう大人と同じで、自分たちでどこを選ぶかという問題になってくると思います。これが問題になるということは、政治的中立性というのを一体どう捉えればいいのかという問題と、やっぱり教育現場へのいろんな不当な介入を許さないということについて考えないといけないと思います。高校生の政治的な活動は自由にしていくということを保障する問題、そういったものであるべきと思うんですけれども、ちょっと危惧されるような事態も起こっています。教える側の教員は大変苦慮されていると思うんです。ですから、自分の政治的中立性を保って、生徒にどの政党がいいとか、そういったことを具体的に言うことではないということではわかっているけど、どういった時事問題を取り上げるのかによっては問題にされかねない。また教員にとっても、自分の立場を危うくするような問題であるということ、この主権者教育がきちっと思うように実施できなくなるといった可能性もあるのではないかと、ちょっと危惧しているんですけれども、この点については徳島県としてはどのように対応しようとお考えでしょうか。

森本学校政策課長

ただいまは上村委員のほうから、山口県の高校でありました模擬投票に関連しまして、県教育委員会の考え方はどうなのかという御質問をいただいたところでございます。

委員のお話のように、私どもも新聞等でしか認識しておりませんが、山口県の高校の現代社会の授業で、安全保障関連法案について2社の新聞を用いて模擬投票したところ、県議会で政治的中立性などの観点から問題視する声が上がって、県教育委員会が配慮不足を認めたということであったと思います。実際の授業では、グループに分かれて議論し、グループの中でまとめた意見を全体で発表して、投票では安全保障関連法案に対する賛否ではなくて、どのグループが最も説得力があったかということを確認する模擬選挙だったと認識しております。

こうしたことがありましたけれども、県教育委員会といたしましても、実際の選挙となれば、現実の政治課題について賛否を判断する必要があり、学校の主権者教育においても、そうした題材を扱うことも、今後、避けて通れないことであるとも考えますし、また新聞は非常に有効な教材となり得るとも考えるところでございます。ただ、生徒に資料として提示するに当たっては、やはり教員は常に政治的中立の確保を念頭に置くことが最大、重要であり、例えば新聞について、一部の新聞だけを扱うのではなくて、様々な考え方がわかるように主立った全ての新聞を扱うなどの配慮が必要でないかと考えております。

政治的中立の考え方について、問題になることを恐れるあまり、触れないで政治的中立を確保することでは、今のこの時期、許されないところもあると考えます。全てのことを提示しながら、積極的に触れさせて、議論し、考えを深めていくことが今後、大切になってくるのではないかなというふうに思います。そうしたことで、政治や選挙への関心を高め、知識の習得とともに、自分で判断する方法とか、その力を身に付けさせて、責任のあ

る1票が投じられるよう、しっかりと投票行動に結び付けていくことが大切なことでないかと思っております。

現在、国のほうでも、政治的中立に違反した場合の罰則規定の導入について、様々な議論があるところでございます。教員が政治的中立を逸脱した場合に罰則を科すよう、法改正すべきとする政党もありますし、それでは教員が萎縮し、主権者教育の充実に水を差すとの考えから、罰則に反対する政党もあるというふうに認識もしております。

こうしたことから、これについては今政府のほうに提言されたところでございますので、今後とも国の動向を注視してまいりたいと考えております。

上村委員

詳しく述べていただいてありがとうございます。子どもはやっぱり生徒の政治的な自由も保障すべきであるし、教員側の政治的な自由も保障すべきであると。授業でどういうふうに扱うかということについては、政治的な中立性と非常に言葉で言うと簡単ですけど、なかなか難しい問題があります。特定の政党や特定の候補者を教師が薦めるということでは、ある程度やっぱり自由に取り上げて、それを政治的な中立のところで罰則をもって強制するようなことがくれぐれもないように、徳島県ではお願いしたいと思っております。

それと、新聞報道でもありましたけれども、鳴門市で、生徒同士ではなくて、小学校の担任が男子生徒にいじめというか、ちょっと指導の行き過ぎということで問題になって、この男子生徒が転校するというような事件がありまして、徳島新聞など、各新聞でも詳しくその報道がされているところです。これについて、鳴門市の教育委員会で一番に調査をしなくてはいけない問題と思っておりますけれども、県としてはこういった問題についてどう捉えて、どういう対応をするのかということと、生徒間同士のいじめについても、県としても報告を出してもらって、把握していると思っております。今の現状とその対策はどういう方向でやられていこうとしているのかということ、ちょっとお伺いしたいと思っております。

草野教職員課長

ただいま上村委員より、先週、鳴門市の小学校で起こった事案におけます県教育委員会の対応についての御質問でございます。

委員が御指摘のとおり、小学校でございますので、服務監督権限は鳴門市教育委員会にあります。したがって、現在、鳴門市教育委員会のほうで、もちろん学校とともにでございますが、事実関係といったものを確認しながら、対応しているという状況でございます。

県教育委員会といたしましても、その状況について報告を受けてございまして、それに対しまして助言を行ったり、また学校への配慮という形でスクールカウンセラーの特別配置をいたしまして、本日、明日、あさっての3日間、終日スクールカウンセラーがいられるように支援したところでございます。また、その学級に対しまして、一応全教科、複数配置で教えられるように、教員の加配措置といったものも、県教育委員会として支援しているところでございます。

本件の事案につきましても、やはりどのようなことが起こったのかといった事実関係をしっかりと把握しながら、市のほうでまず対応していくというふうに聞いております。県としても、今申しあげましたような支援、また助言というものを通じまして対応してまいりたいと思っているところでございます。

小林いじめ問題等対策室長

上村委員から、生徒同士のいじめにどう対応しているのかという御質問をいただきました。

いじめ防止対策推進法が施行されて、今月の28日でちょうど丸2年が経過いたします。この2年の間に国や県、それから県内の各市町村、学校は、いじめ防止の基本方針を定め、この方針に基づく取決めを進めております。しかしながら、徳島県内においてもいじめで苦しんでいる児童生徒はまだたくさんおります。現在のところ、教職員や関係者の御努力もあり、児童生徒の生命に係る重大事態の報告は受けておりませんが、深刻ないじめほどの学校でも、そしてどの子にも起こり得るとの認識のもと、危機意識を持って対応しております。岩手県矢巾町の事案も大変、重く受け止めております。そして、学校では学校が定めた基本方針がきちっと機能しているか。また、いじめ問題に対して、組織的な対応がなされているかというところを再点検するよう、指示を出したところでございます。

上村委員

この鳴門市の小学校の担任の問題というのは、保護者たちから何回も申出があったにもかかわらず、校長がなかなか対応しなかったということと、この事実関係を隠すようなこともあったと聞いています。これ自体がやっぱり問題だと思います。結局、転校に至った児童は大変に深い傷を負ったと思いますので、生徒をそういった事態から守るということを第一に置いて、もっと開かれたところでしっかりと議論して、早く対処ができるように、県としても対策をとっていただきたいと思います。

長池委員

上村委員のさきの主権者教育のところの議論、答弁を聞いておって気になったところがありますので、関連で質問させていただきます。

主権者教育というのはいろいろな段階というか、レベルがあって、例えば投票の仕方を教えるのも主権者教育のような気がしますし、その前の段階で、なぜ投票すべきかとか、選挙の仕組みを教えるのも主権者教育であります。さらには、先ほど答弁にありましたように、自分で判断するという意味で、新聞等の情報なり、いろいろな候補者の情報を与えて、それで判断する模擬投票をやるのも主権者教育でありましょう。さらには、何を基準に考えるべきかというのを教えることも主権者教育だと思います。いろんな段階があると思うんです。

運転免許でいいますと、公道を走れるようにしてあげるのが、運転免許センターの教育でありまして、多分そのラインを学校が決める。学校がそれをどう決めるのかは、これ

から模索していくと思うんですが、非常に難しいところがあると思っております。

今、国のほうでもそういう指針を出そうとしていると思いますが、もう一度今、どのあたりのレベルをお考えなのか、お聞きしたいと思っております。

森本学校政策課長

ただいま長池委員から、主権者教育の進捗といいますか、どのように今後、指導していくのか、国のことも踏まえながらの考えをということだったと認識しております。

現在、国のほうでは、これに関しまして、秋頃に副教材を出すことが予定されております。これは解説編、実践編、参考編の3部構成で約100ページ程度、予定されているもので、解説編については、選挙の仕組みをイラスト等を交えながら、詳細に解説するとか、若者の投票率が非常に低いということもあって、若い世代の投票率等に警鐘を鳴らし、政治参加への重要性を喚起するとか、あるいは憲法改正に必要な国民投票の流れを記載するということが、そこには書かれているとのことでございます。

また、実践編としまして、地元の政策課題を住民に聞き取りをして、解決策を提言するとか、あるいは実存の政党の公約をもとにした模擬選挙の実施を推奨するなど、参加体験型の授業の重視がそこであらわれているところがございます。

また、参考編のところでは、公職選挙法のポイントをQ&Aの方式で説明するというところで、今年秋頃をめどに全国の高校生全員に配付予定とのことでございます。教職員のほうについても、先ほども申しましたけれども、指導用の資料が併せて出されると伺っております。

これを待っていたのでは、県教育委員会としては非常に遅いということも思いまして、今回、新たに補正予算の事業として出させていただいております。現在、緒に就いたところがございますけれども、これまでの取組といたしましては、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを踏まえて、科学技術高校のほうで模擬投票の実施を7月15日に行いました。県内初で、2年生を対象に、選挙管理委員会による選挙のルール等についての講義を行いまして、その後、「地球環境を考える」をテーマにして、候補者役の生徒3人が演説し、本物の投票用紙や記載台、投票箱を用いて模擬投票を行い、計数機を使って開票作業をし、当選者を確定するというところを行いました。

生徒の感想では、若者の意見を政治に届けられるよう、投票に行きたいでありますとか、責任を持って投票できるよう、知識と判断力を身に付けたいなどの感想が聞かれました。非常に前向きなもので、生徒にとっても主権者としての自覚が芽生えてきたのではないかと考えております。

一方、教員のほうでは、8月21日に高等学校の教育研究大会の社会科学会というのがございまして、ここでいち早く研修会を実施したところがございます。ここには実際に今後、主権者教育の柱になる公民科の先生方が集まりました。これは研究大会が独自に動かれて、大学の准教授による学校における主権者教育の講義でありますとか、選挙管理委員会から、公職選挙法について解説などをいただいたということがございます。

こうした取組を一つ一つ重ねていながら、教員も生徒も安心して選挙ができるような

環境を今後、着実につくってまいりたいと思いますので、また様々な御意見をいただけますよう、どうぞよろしく願いいたします。

長池委員

ありがとうございました。その副教材は100ページもあって、基本、実践、参考ですか。お聞きしたところ、全国民に配ってもいいんじゃないかと思うぐらい、多分期待できる中身のような気がしました。それを全市民、有権者に配るというのは大変だろうと思うんですが、また出来上がったのを参考にさせてもらいたい。例えば、もう少しコンパクトにして、徳島県民版のそういうのができたらおもしろいとかいうことをお聞きしながら思っておりました。

昨日、どこかのショッピングセンターで、すだちくんとめいすいくん、どっちがいいですかという模擬投票をやっているニュースがテレビで流れておりました。投票すること自体をもっと皆さんに理解してもらおうということで、明るい選挙推進委員会がやられておりました。いろんな段階があると思うんですが、是非、我々にとっても重要な事柄と捉えて、私もいい機会にしたいと思います。これからもよろしく願いしたいと思います。

元木副委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で教育委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時08分）